

とりまとめイメージ（案）

- 1 はじめに
研究会の趣旨等
 - 2 私道の共有等の場合における基本的な法律関係等
 - (1) 私道の意義
 - (2) 民法上の共有関係にある私道（共同所有型私道）
 - (3) 民法上の共有関係にはない私道（相互持合型私道）
 - 3 共有私道における支障事例の研究
 - (1) 実態調査結果
 - ・コラム 自治体の補助金制度について紹介
 - (2) 支障事例についての研究
 - ※必要に応じて、共同所有型及び相互持合型に分けて検討
- 【舗装関係】
- ア 舗装の陥没事例
 - イ 美観のための再舗装事例
 - ウ 新規舗装事例
 - エ 側溝の事例
 - (ア) L形側溝付近の部分のみ再舗装する事例
 - (イ) アスファルト全体を再舗装する事例
- 【ライフライン関係】
- オ 下水道関係
 - ・公共下水管を新設する事例
 - ・共有私道に隣接する宅地の所有者が、共有私道に排水管を設置する事例（下水道法第10条及び第11条が適用される事例）
 - ・私有排水管を補修する事例
 - カ 上水道関係
 - ・自治体が所有する配水管を取り替える事例
 - ・私道に給水管を新設する事例（最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決・民集56巻8号1791頁を参考とした事例）
 - ・私有給水管を補修する事例
- ※コラム
- ・給水装置工事に関する通達の紹介
平成28年11月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長（生食水発1128第1号）通達
⇒要旨，水道の需要者が給水装置を設置するに当たり，他人の土地を

使用する必要がある場合があるが、①水道事業者は、水道法第15条第1項により、給水義務が課せられており、当該土地の所有者の承諾がないことが直ちに給水義務を解除する正当な理由とはならないこと、②もつとも、水道事業者が、給水装置工事の申込者に対して、申込者において一義的に当該所有者との調整等について対応することを確認した上で工事の申込みを受理することや、当該土地を利用しない別の方法を提案すること等の対応が否定されるものではない。

・自治体の先進的な取組の紹介

ク ガス関係

- ・ガスを新設する事例
- ・ガスを補修する事例

ケ 電柱の事例

- ・電柱を新設する事例
- ・電柱を取り替える事例

【地上の利用・管理関係】

コ 階段の事例

- ・階段を新設する事例
- ・階段を拡幅する事例
- ・共有私道上の階段に手すりを設置する事例
- ・共有私道上の階段にスロープを設置する事例

サ ゴミボックスの設置事例

シ 樹木の除去等

- ・共有私道上に生育した樹木を伐採する事例
- ・隣接土地から共有私道に伸びた樹木の枝を伐採する事例

4 支障事例の解決方法等について

(1) 財産管理制度

(2) 訴訟等

5 おわりに

【参考資料】

- 1 所有者の探索の方法（国土交通省「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」（第2版）
- 2 共有私道に関連する法令，最高裁判決等